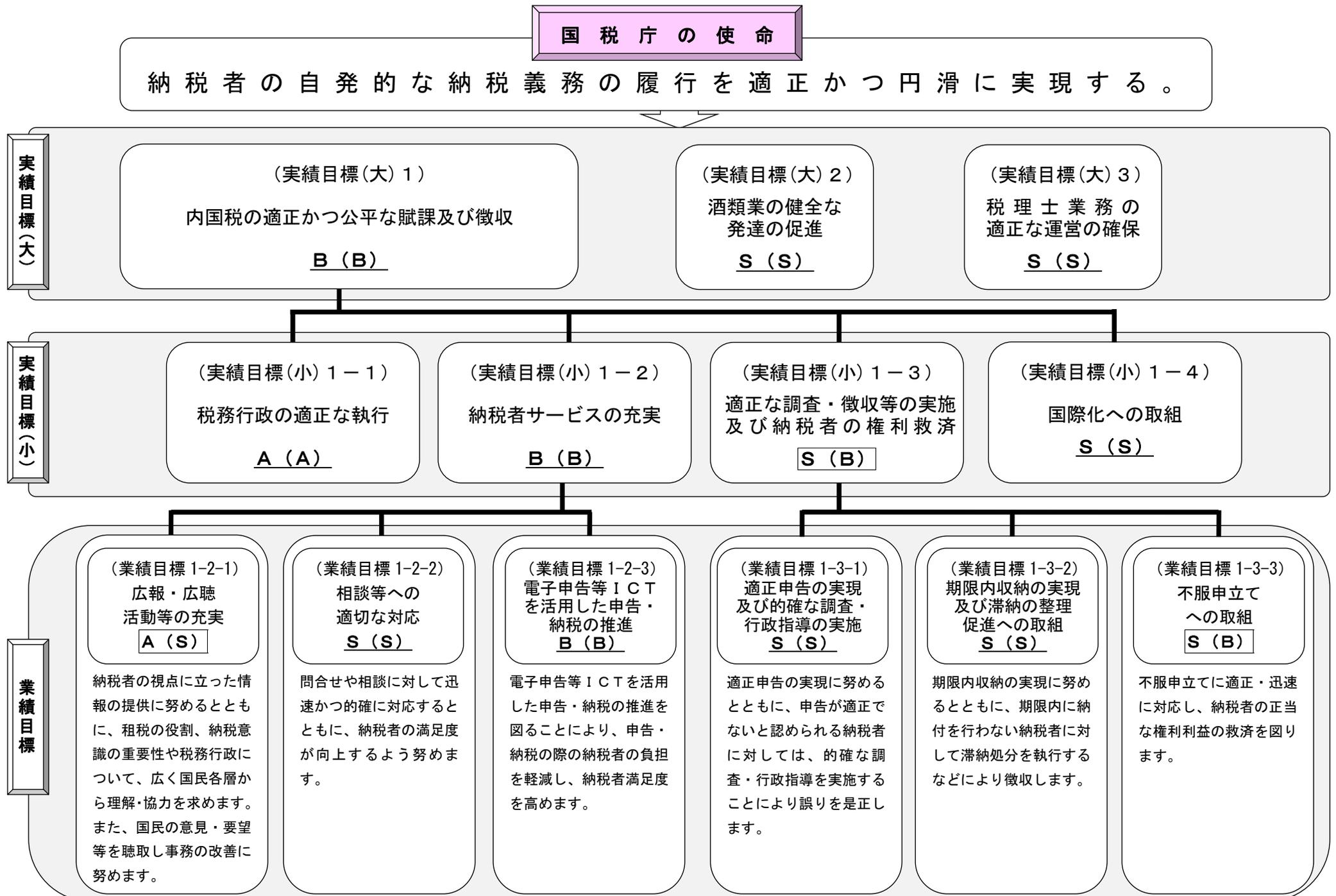


## 平成28事務年度国税庁実績評価書(案)の概要

1. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図	1
2. 実績評価における評価方法	2
3. 実績目標等の評価方法	3
4. 評価基準	4
5. 平成27事務年度及び平成28事務年度における実績目標等の評価結果	5
6. 平成28事務年度の評価が前事務年度と異なる結果となった目標の評価理由等	6
7. 平成28事務年度の評価が「B 進捗が大きくない」である目標の評価理由 及び施策への反映	7

# 1. 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図



※ 各目標に付した符号は、当該目標に係る平成 28 事務年度の評定。( ) は 27 事務年度の評定。□ は前事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+, S, A, B, C の 5 段階。

## 2. 実績評価における評価方法

<評価方法> 【平成26事務年度より適用】

### 1. 評価手順（3ページ参照）

- ・ 「測定指標」の判定 → 「施策」の評価 → 「実績目標等」の評価

### 2. 評価基準（4ページ参照）

#### (1) 5段階評価の基準

次のような細目を含め、「S+」～「C」の各区分で評価する原則的な基準を設定。

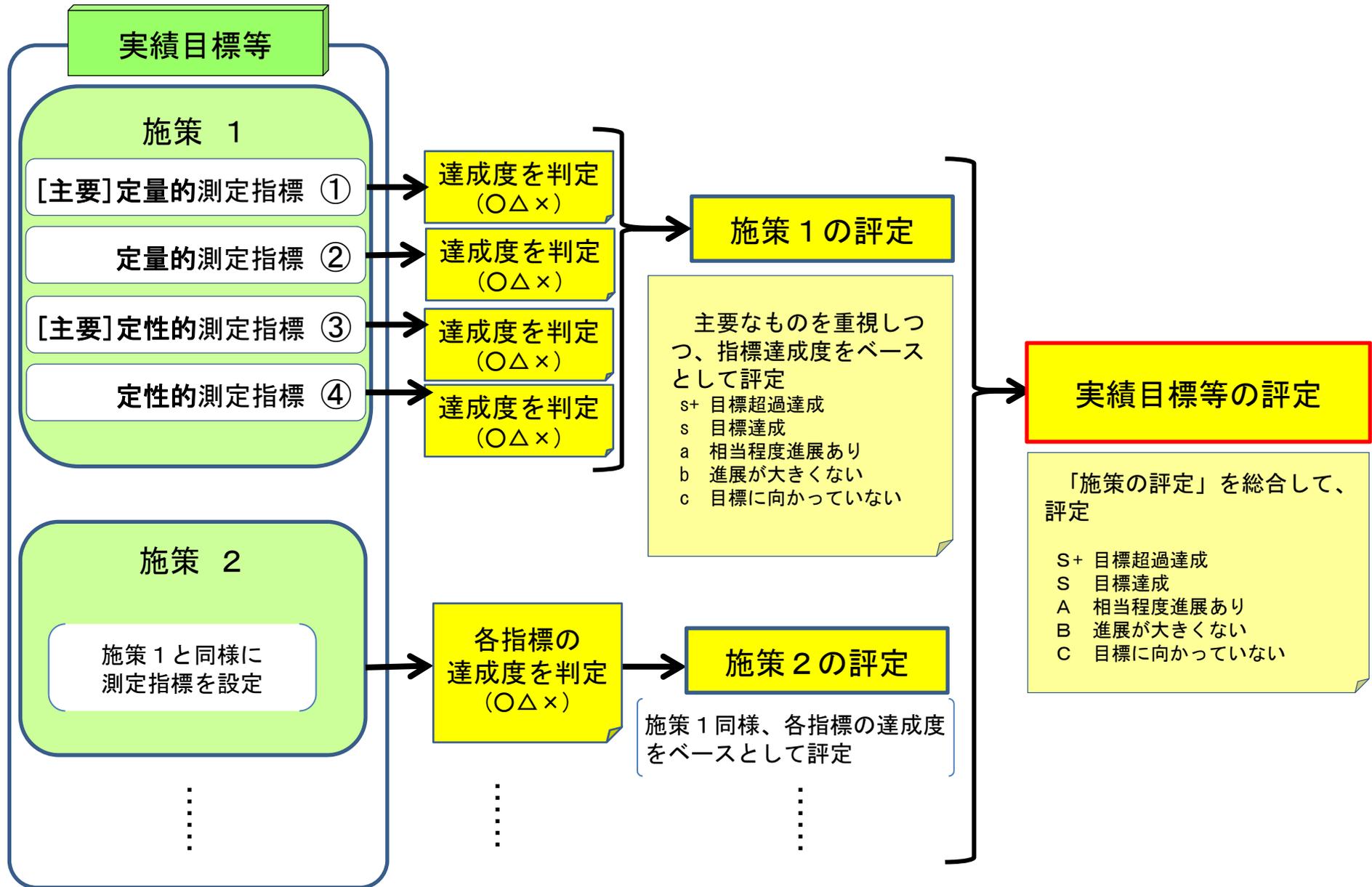
- ・ 「大幅な超過」等について原則的な数値基準を設定。
- ・ 施策ごとに、一つ以上の測定指標を「主要なもの」に指定し、その達成状況を重視。

#### (2) 上位目標の評価基準

- ・ 「実績目標等」のうち、実績目標(大)1、実績目標(小)1-2、実績目標(小)1-3については、下位の目標の評価を総合して評価。
- ・ 下位の目標の評価を総合して上位の目標を評価するに当たっての基準を設定。

### 3. 実績目標等の評価方法

(実績目標(大) 2、実績目標(大) 3、実績目標(小) 1-1、実績目標(小) 1-4、業績目標1-2-1~1-2-3、業績目標1-3-1~1-3-3の評価)



## 4. 評価基準

### 施策の評価

- 1 「s+ 目標超過達成」  
(①及び②をともに満たす場合)  
① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。  
例：実績値が目標値の120%を超過している場合  
② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。
- 2 「s 目標達成」  
(①から③までの全てを満たす場合)  
① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。  
② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。  
③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。
- 3 「a 相当程度進展あり」  
(①及び②をともに満たす場合)  
① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」(注)である。  
② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。
- 4 「b 進展が大きくない」  
(①及び②をともに満たす場合)  
① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。  
② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。
- 5 「c 目標に向かっていない」  
主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合  
例：実績値が目標値の50%を下回っている場合

実績目標(大) 2、3  
実績目標(小) 1-1、1-4  
業績目標1-2-1~1-2-3、1-3-1~1-3-3の評価

- 1 「S+ 目標超過達成」  
施策の評価が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」  
(例) 施策① s+  
          施策② s  
          施策③ s
- 2 「S 目標達成」  
施策の評価が全て「s」  
(例) 施策① s  
          施策② s  
          施策③ s
- 3 「A 相当程度進展あり」  
施策の評価が全て「a」か「s」と「a」のみ  
(例) 施策① s  
          施策② s  
          施策③ a
- 4 「B 進展が大きくない」  
施策の評価に「b」があり、かつ、「c」がない  
(例) 施策① s  
          施策② a  
          施策③ b
- 5 「C 目標に向かっていない」  
施策の評価に「c」がある  
(例) 施策① s  
          施策② a  
          施策③ c

実績目標(大) 1  
実績目標(小) 1-2、1-3の評価

- 1 「S+ 目標超過達成」  
下位の目標の評価が「S+」又は「S」であり、かつ、一つ以上が「S+」  
(例) 下位の目標① S+  
          下位の目標② S  
          下位の目標③ S
- 2 「S 目標達成」  
下位の目標の評価が全て「S」  
(例) 下位の目標① S  
          下位の目標② S  
          下位の目標③ S
- 3 「A 相当程度進展あり」  
下位の目標の評価が全て「A」か「S」と「A」のみ  
(例) 下位の目標① S  
          下位の目標② S  
          下位の目標③ A
- 4 「B 進展が大きくない」  
下位の目標の評価に「B」があり、かつ、「C」がない  
(例) 下位の目標① S  
          下位の目標② A  
          下位の目標③ B
- 5 「C 目標に向かっていない」  
下位の目標の評価に「C」がある  
(例) 下位の目標① S  
          下位の目標② A  
          下位の目標③ C

(注) 「△」は、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合。定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が目標値の1%以下であった場合とする。

## 5. 平成27事務年度及び平成28事務年度における実績目標等の評定結果

評定区分		実績目標（大）		実績目標（小）		業績目標		合計	
		27事務年度	28事務年度	27事務年度	28事務年度	27事務年度	28事務年度	27事務年度	28事務年度
<b>S+</b>	目標超過達成	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>S</b>	目標達成	2	2	1	2	4	4	7	8
<b>A</b>	相当程度進展あり	0	0	1	1	0	1	1	2
<b>B</b>	進展が大きくない	1	1	2	1	2	1	5	3
<b>C</b>	目標に向かっていない	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	4	4	6	6	13	13

## 6. 平成28事務年度の評定が前事務年度と異なる結果となった目標の評定理由等

目標		評定結果		評定理由等
		27年	28年	
評定が低くなったもの	業績目標 1-2-1 広報・広聴活動等の充実	S	A	<p>27事務年度は、全ての測定指標の目標を達成したことから、当該目標の評定は「S 目標達成」とした。</p> <p>28事務年度においても、効果的・効率的な広報活動に取り組んだが、主要な測定指標の一つである「国税の広報に関する評価」（アンケートによる上位評価割合を目標値としているもの）について、実績値が79.3%と目標値80%を下回った。目標値と実績値の差がわずかであったことから、当該測定指標を「△」と判定し、施策「国民各層への広報活動の充実」を「a 相当程度進展あり」と評定した。</p> <p>施策の評定結果により、評定の手順に従って、当該目標の評定を「A 相当程度進展あり」とした。</p>
評定が改善したもの	業績目標 1-3-3 不服申立てへの取組	B	S	<p>27事務年度は、主要な測定指標の一つである「審査請求の1年以内の処理件数割合」について、実績値が92.4%と目標値95%を下回ったため、当該測定指標を「×」と判定し、施策「不服申立ての適正・迅速な処理」を「b 進展が大きくない」と評定した。</p> <p>これにより、評定の手順に従って、当該目標の評定を「B 進展が大きくない」とした。</p> <p>28事務年度は、進行管理の更なる徹底を図ったことなどにより、上記指標に係る実績値は98.3%と目標値を上回った。</p> <p>これを含めて、全ての目標を達成したことから、当該目標の評定を「S 目標達成」とした。</p>

(注) 実績目標 (小) 1-3については、上記業績目標1-3-3の評定を踏まえ、評定の手順に従って「S 目標達成」とした。

## 7. 平成28事務年度の評定が「B 進展が大きくない」である目標の評定理由及び施策への反映

目標		評定理由	施策への反映
<p>業績目標 1-2-3</p>	<p>電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進</p>	<p>主要な測定指標「e-Taxの利用状況(公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続)」について、実績値は、前事務年度の52.5%から54%と上昇したものの目標値58%を下回った。</p> <p>また、測定指標「e-Taxの利用満足度」(アンケートによる上位評価割合を目標値としているもの)について、実績値が73.4%と目標値75%を下回った。</p> <p>このため、これらの測定指標を「×」と判定し、施策「e-Taxの普及と利用満足度の向上」を「b 進展が大きくない」と評定した。</p> <p>これら施策の評定結果により、評定の手順に従って、当該目標の評定を「B 進展が大きくない」とした。</p>	<p>e-Taxについては、税理士会などの関係民間団体と連携した普及拡大策を推進するとともに、今後策定予定の新たな計画に基づき、e-Taxの更なる利便性向上や広報・周知など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。</p> <p>所得税申告については、平成29年1月から、地方公共団体の申告書作成システムで作成された場合に国へ電子データで引き継ぐことが可能となったことから、地方公共団体に対して積極的な働きかけを行い、当該施策の推進に取り組みます。</p> <p>また、より多くの利用者に満足していただけるよう、納付手続の簡便化などのe-Taxの機能改善などにより利用者の利便性の向上を図るとともに、ヘルプデスクのガイダンス変更などにより、問合せに対して適切な対応が可能となるようサポート体制の充実に取り組みます。</p> <p>おって、平成31年1月サービス開始に向けて、マイナンバーカードに標準的に搭載されている電子証明書やマイナポータル認証連携機能の活用などにより、個人納税者のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めます。</p>

(注) 「実績目標(大)1」及び「実績目標(小)1-2」の評定については、上記業績目標の評定を踏まえ、評定の手順に従って「B 進展が大きくない」とした。